令和６年３月２８日

組合員・利用者の皆さまへ

三重北農業協同組合

セコム三重㈱元社員による現金横領事件について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合がＡＴＭの運用管理を委託しているセコム三重㈱の元社員が、当組合の店外ＡＴＭから現金を横領したことが令和６年１月に判明いたしました。

組合員、利用者の皆様には、ご心配をお掛けすることとなりましたが、被害金額は全額回収しており、それ以外の被害はありませんでした。

１．概　要

令和５年１２月１１日にセコム三重（株）の社員（２０代・男性）が、当組合の店外ＡＴＭから現金１千万円を横領しました。

２．関係機関への届出

当組合は事件発覚後、速やかに三重県および関係団体等へ届出を行い、警察へ被害届を提出しております。

３．今後の対応

当ＪＡは、委託先の元社員による現金横領事件を重く受け止め、今後、同様の事件が二度と発生しないよう、当組合の委託先に対する管理態勢を強化し、また、委託先の再発防止策の厳格な実施を監督し、業務の適切な遂行に万全を期す所存でございます。

４．本件に関するお問い合わせ窓口

三重北農業協同組合　リスク管理課　　℡　０５９－３５４－８８８１

※ 土曜・日曜・祝日を除く　９：００～１５：００

以上